

令和3年10月12日 美郷町農業委員会会議録

令和3年10月12日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	14番	高橋正和
5番	奥山秀治	15番	深沢靖
6番	佐々木定廣	16番	鈴木敏夫
7番	深田秋彦	17番	高橋正尚
8番	細井千代文		
9番	井関一良		

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は次のとおり

13番 木村とも子

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 4 1 号 宅地に付属した農地の指定について
- 第 3 議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 4 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 4 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前 9 時 4 4 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年10月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年10月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時44分
5. 議事録署名委員 14番 高橋正和
15番 深沢靖

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第10回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、14番、高橋委員、15番、深沢委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第41号宅地に付属した農地の指定についてを上程し議題とします。議案第41号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第41号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、仙南地区の田3筆、1, 170㎡、農地の所有者は〇〇〇さんです。申請地に隣接する宅地の所有者から、申請農地を耕作するため売買の申し出がありました。「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」第4条の各要件を満たしているものと考えられます。資料として1ページに位置図、2ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第41号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時3分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時7分
- 議 長 それでは、指定のための審査の報告をお願いします。
2番委員 申請番号1番について審査の報告をいたします。10月10日午前9時半頃、佐藤委員とともに〇〇〇さん宅を訪れ、審査項目に従い確認いたしました。〇〇〇さんについては当日都合が悪いということで、電話にて確認いたしました。指定については該当するものと判断し、何ら問題がなかったことを報告いたします。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第41号については、原案のとおり指定いたします。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時8分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時10分
- 議 長 次に、日程第3、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第42号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第42号、申請番号24番から27番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号24番、仙南地区の田3筆、1, 170㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。先程の議案第41号の案件です。総額で〇〇〇円です。
申請番号25番、千畑地区の田3筆、10, 246㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は兼業のため経営規模を縮小したいことから、経営規模を拡大したい受人が買受けするものです。総額で〇〇〇円です。
申請番号26番、千畑地区の田7筆、六郷地区の田18筆、畑3筆、計43, 828㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者へ生前一括贈与するためのものです。対価はありません。
続きまして使用貸借権です。
申請番号27番、千畑地区の田87筆、113, 769㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者へ経営移譲するためのものです。期間は10年間です。
申請番号24番から27番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第42号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号24番から27番までの4件について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 3番委員 申請番号25番についてですが、新規就農ですか。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時13分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時18分

- 事務局長 受人は、菌床シイタケの栽培を農事組合法人の代表として行っており、営農実績がある方です。今回取得した農地については、稲作を予定しております。
- 3番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号24番から27番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号24番から27番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第42号については、原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第43号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第43号、申請番号2番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号2番、千畑地区の田1筆、54㎡、申請人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有です。両者は夫婦です。申請人は、既存の墓地が県営農地集積加速化基盤整備事業の地区内にあり、移転が必要となったことから申請しました。面積は墓所14.04㎡、通路・緩衝地39.96㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額県から移転補償されます。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、10ページに位置図、11ページに配置図、12ページに立面図、13ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第43号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。
- 7番委員 申請番号2番について調査の報告をいたします。10月1日午前10時頃、奥山委員、事務局職員とともに、申請人と〇〇〇さん立会いのもと現地を確認し、調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号2番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号2番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第43号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第44号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第44号、申請番号10番から11番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号10番、仙南地区の畑1筆、386㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は農業経営規模の拡大に伴い農機具が増え、既存の農機具格納庫では手狭となったことから、新たに農機具格納庫が必要となり申請しました。面積はパイプハウス63㎡、既存パイプハウス・通路・雪捨て場・緩衝地323㎡です。総事業費〇〇〇円で全額自己資金、用地取得費は総額で〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、15ページに位置図、16ページに配置図、17、18ページに立面図、19ページに公図を添付しております。

申請番号11番、六郷地区の畑2筆、295㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。家族の成長に伴い住宅が手狭となってきたことから、住宅の増築と、家の周囲の水はけを良くするために緩衝地を設けることとしました。面積は住宅66.10㎡、通路・雪捨て場・緩衝地228.90㎡です。総事業費〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、20ページに位置図、21ページに配置図、22ページに平面図、23ページに立面図、24ページに公図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第44号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、転用でございますので、順次調査の報告をお願いします。

2番委員 申請番号10番について調査の報告をいたします。10月10日午前9時頃、佐藤委員とともに、受人立会いのもと現地を確認し、聴き取り調査をしました。受人については、農事組合法人を営んでおり農機具等が多いことから、当該地を譲り受け、農機具保管用のハウスを建てたいとのことでありました。渡人は、当日都合が悪いということで、同日夕方電話確認しました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。

3番委員 申請番号11番について調査の報告をいたします。10月3日午前9時頃、佐々木定廣委員とともに、渡人、受人立会いのもと現地を確認いたしました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時27分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時35分

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号10番、11番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番、11番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番、11番については、原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第44号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
- 議 長 次に、日程第6、議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第45号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第45号、申請番号75番から77番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号75番、千畑地区の田18筆、22,723㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で、渡人は農地を手放したいことから、これまで耕作していた方へ農業公社を経由して売却するものです。買受け予定者は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月2日を予定しております。
続きまして貸借権設定です。
申請番号76番、六郷地区の田9筆、9,004㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。
申請番号77番、六郷地区の田2筆、3,947㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。
申請番号75番から77番までの3件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。
以上です。
- 議 長 議案第45号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号75番から77番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号75番から77番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号75番から77番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第6、議案第45号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第7、議案第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第46号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第46号、申請番号210番から219番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。契約期間は令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間です。

申請番号210番、千畑地区の田1筆、1,376㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号211番、千畑地区の田1筆、746㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号212番、千畑地区の田1筆、3,862㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号213番、六郷地区の田3筆、3,077㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号214番、六郷地区の田30筆、3,1820.03㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号215番、六郷地区の田11筆、1,0151.84㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号216番、六郷地区の田7筆、仙南地区の田1筆、計8,101㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号217番、六郷地区の田1筆、1,135㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号218番、仙南地区の田1筆、512㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号219番、仙南地区の田5筆、7,962㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号210番から219番までの10件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第46号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号210番から219番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号210番から219番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号210番から219番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第7、議案第46号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和3年第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時44分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年10月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 正 和

議事録署名委員 深 沢 靖